

地方分権に関する提案募集への 対応について

令和元年10月31日

令和元年の地方からの提案

地域型保育事業者に対する「確認」の効力の拡大について

【現行制度の概要】

子ども・子育て支援新制度においては、子どものための教育・保育給付の支給に当たって、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提として、施設・事業者からの申請に基づき、市町村の長が、当該施設を給付の対象と特定するための「確認」を行うこととされている。

地域型保育事業に係る「確認」の効力は、「確認」をする市町村に居住する者に対する地域型保育給付費等に限り及ぶこととされているため、他の市町村に居住する者が利用する場合には、事業者の所在市町村による「確認」に加えて、当該他の市町村も、事業者の所在市町村の同意を得た上で、利用される地域型保育事業者の「確認」を行う必要がある。

当該規定は、地域型保育事業が市町村の認可事業であり地域の実情にきめ細かに個別に対応する性格のものであることから、地域型保育事業にのみ定められているものであり、教育・保育施設については、施設の所在市町村による「確認」の効力が全国に及び、上記のような他の市町村による「確認」は不要となっている。

【提案の内容】（提案団体：大阪府豊中市、大阪府堺市、指定都市市長会）

地域型保育事業者に対する「確認」の効力について、教育・保育施設と同様に全国に及ぶものとする。 （子ども・子育て支援法第43条の改正）

（提案の理由）

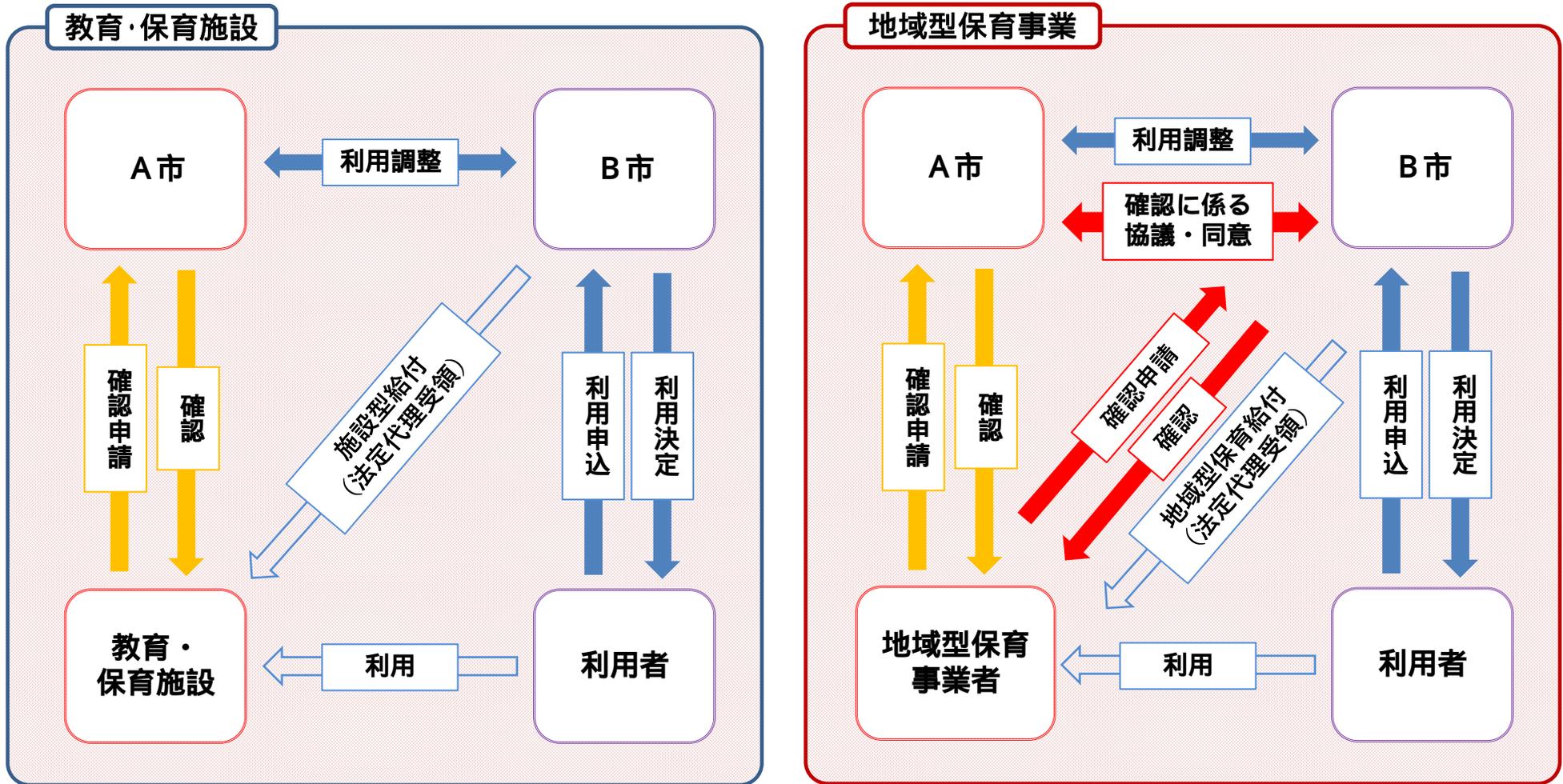
- ・ 市町村の区域を越えた利用が行われる場合、事業者からの申請に対して全ての市町村が対応しなければならず、他市町村とのやり取りも必要であり、大きな事務負担となっている。（既に簡素化の規定があるものの依然として市町村間の調整が必要であり煩雑）
- ・ 事業者にとっても、利用者の居住する全ての市町村に「確認」の申請を行う必要があり、大きな事務負担となっている。
- ・ 利用者に係る市町村間の情報共有は利用調整の過程で十分に行われていることから、当該「確認」事務は形骸化したものとなっており、また、特定教育・保育施設において支障なく運用されていることを鑑みても、本提案を実現することによる支障はないのではないか。

【提案を受けた検討の方向性（案）】

地域型保育事業に係る「確認」について、教育・保育施設と同様の取り扱いとすることによる特段の支障は把握しておらず、市町村及び事業者の事務負担軽減の観点から、提案のとおり制度改正することとしてはどうか。

広域利用の場合の「確認」等の手続(現行)

B市に居住するものがA市に所在する施設・事業者を利用する場合



今回の提案は地域型保育事業の場合の、**➡**部分の手続を廃止するもの

平成29年の地方からの提案

子育て短期支援事業の実施施設について

【提案の内容】（提案団体：大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合）

子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度の見直しをされたい。

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）（平成29年12月26日閣議決定）】

子育て短期支援事業（6条の3第3項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6条の4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案を受けた検討の方向性（案）】

児福祉法第6条の3第3項等を改正し、子育て短期支援事業については、児童福祉法第6条の4第1号又は第2号に基づく里親その他の市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認められた者に直接委託することも可能としてはどうか。

（参照条文）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の3（略）

（略）

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

～（略）

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

- 一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）
- 二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）
- 三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（抄）

第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とす
る。

子育て短期支援事業の概要

目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

【対象者】次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等
子どもの保護者の疾病
育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
出産、看護、事故など家庭養育上の事由
冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】
保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が
児童養護施設で実施



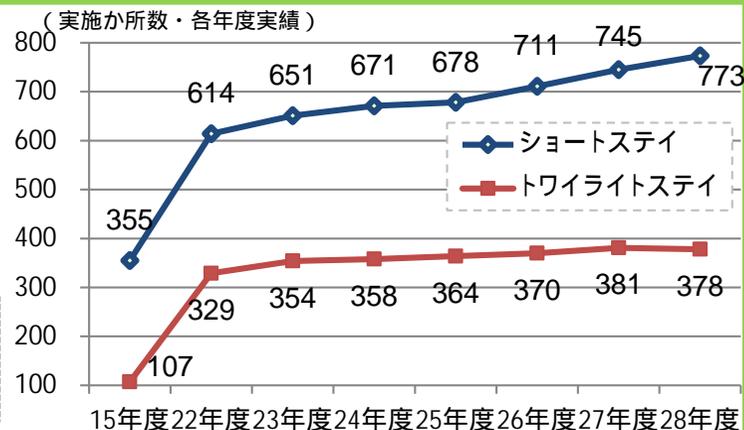
実施体制・実施方法

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。

近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。

ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】市区町村(市区町村が認めた者に委託可)
【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 国、地方ともに消費税財源
【令和元年度予算】子ども・子育て支援交付金(1,304億円)[内閣府所管]の内数

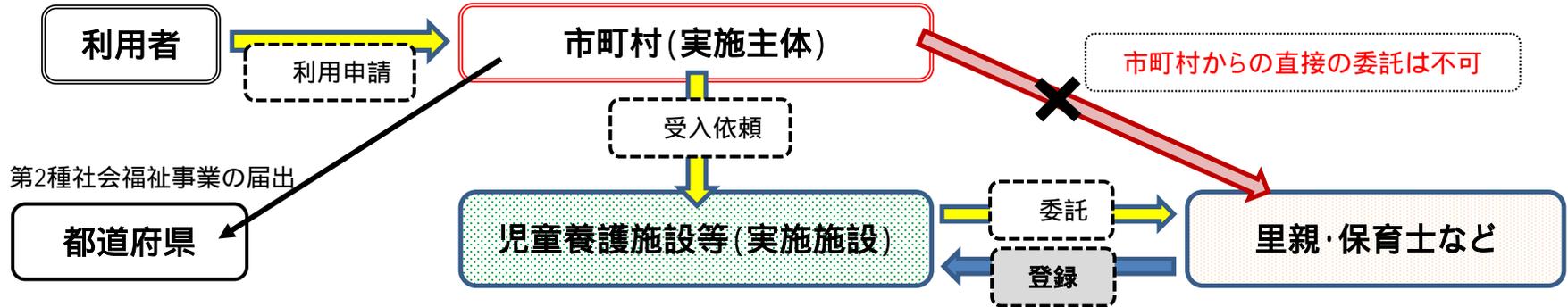


子育て短期支援事業の見直しについて(里親関係)

(1) 現行

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を里親に委託する場合は、児童養護施設等の実施施設にあらかじめ里親を登録することが必要。(施設からの再委託のみ実施可能)

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】



「実施施設」は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設その他保護を適切に行うことができる施設

(2) 見直し案

子育て短期支援事業について、里親その他の市町村長が適当と認めた者に直接委託することも可能にする。
フォスティング機関等によるバックアップ支援があることを想定。

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】

